

令和3年度

社会福祉法人村上市社会福祉協議会 事業計画

I 基本方針

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、多くの社会機能がその在り方の転換を余儀なくされています。人とのつながりを前提としてきた福祉分野もまた例外でなく、新しい生活様式を踏まえながらも多種多様な生活課題に向きあい、支援をしていくことが求められています。

第1次地域福祉活動計画に沿い様々な事業を実施してきました。住民相互の支えあい活動の推進や権利擁護活動の推進では、着実に成果を積み重ねてきました。体制づくり等の課題も見えてきたことから、第2次地域福祉活動計画の策定の中で検討します。

当社協の喫緊の課題である介護事業については、経営改善の提言に基づき取り組みを進めてきた結果、収支の改善が見られます。今後、より一層の経営改善を図る必要があります。

当社協職員の人材育成については、令和2年度に人材育成方針の策定や研修等を進めてきました。引き続き働きやすい職場づくりと研修内容等の充実を図り、職員の満足度を高める必要があります。

新年度は、第1次地域福祉活動計画の理念である「みんなが主役 福祉で笑顔のまち 村上」の実現のため、地域福祉活動計画の推進や持続可能な組織運営を目指し、以下の方針で実施してまいります。

「誰もが相談でき、情報が得られる地域づくり」

関係機関と連携して、心配ごと相談所事業、資金貸付事業を継続するとともに、生活困窮者自立支援事業については体制を充実して実施します。

広報誌「社協むらかみ」については、職員による広報委員会を設置し、内容の充実を図り、市民への情報を提供していきます。

「みんなで寄り添い、つながる地域づくり」

「生きづらさを抱える人への支援事業」を継続するほか、町内・集落等で生活支援・介護予防が行える住民主体の仕組みづくりを進めていくことを目的とした「助け合いの仕組みづくり支援事業」を実施します。

「支え合い、安心して暮らせる地域づくり」

居場所推進・支援事業など支えあい活動の推進や権利擁護活動の事業を引き続き実施するほか、暮らし支えあい事業充実のため「協力会員増強のための養成講座」の開催、市民後見人の養成及び育成のため「市民後見人養成講座」「フォローアップ講座」を市と連携して開催します。

住み慣れた我が家で自分らしく暮らし続けることができるように支援する介護事業を引き続き運営していきます。

「誰もが活躍できる地域づくり」

ボランティアの活性化、住民の社会参加・社会貢献意識の向上を図るために「ハッピーボランティアポイント事業」、「学校等でのボランティア体験学習」や「ボランティア養成講座」等を引き続き実施します。

「持続可能な組織運営」

当社協が継続的に事業を実施していくために「経営理念」や「経営方針」の策定、今後の地域福祉活動の「第2次地域福祉活動計画」の策定をするとともに、地区マネージャーの活用や支出の縮減等による介護事業の経営改善を図ります。

当社協事業の充実・経営改善のために、理事・評議員の社協運営に参画する部会を設置します。

II 重点取組事業・事業実施計画

《総務課》

1. 目標・重点取組事業

☆目 標
・「市区町村社協経営指針」（全社協 R2.7 第2次改定）の内容をふまえ、当社協の経営理念や経営方針を策定し、役職員が一体となって組織経営を進めます。
◎重点取組事業
(1) 組織の充実・強化
① 経営理念及び経営方針を策定する。
② 地域福祉活動推進のために各課及び支所との連携を強化する。
③ 部会を設置し、事業の充実・経営改善のため理事・評議員の参画を図る。
(2) 財政基盤の強化
一般会員及び賛助会員の加入促進を図る。
(3) 人材育成
研修計画等に基づいた職員研修を行い、職員のスキルアップを図る。
(4) 災害時の事業継続に向けた取組の検討
事業継続計画（BCP）策定に向けた社協内の協議を実施する。
(5) 広報啓発事業の充実
職員による広報委員会を設置し、広報誌「社協むらかみ」の内容の充実を図る。

2. 事業実施計画

(1) 組織の充実・強化	
事業等	目標及び取り組み
① 経営理念及び経営方針の策定	・当社協の経営理念及び経営方針を策定する。
② 各課及び支所との会議の開催等	・業務推進会議、各種役職者会議等で業務の連携や見直し等について協議し、事業運営に取り組む。 ・課と支所との連携強化のため、支所長会議や課支所担当者連絡会議を開催する。 ・オンライン会議など、ITを活用し効率的な業務に努める。 【新規】
③ 理事会・評議員会・部会の開催	・理事会・評議員会を開催し、社会福祉法人として適正な組織及び事業の運営を図る。 ・理事、評議員を部会員とする総務福祉部会と介護事業部会

	を設け、役員等の積極的な参画による事業内容の充実と経営改善等を進める。【新規】
④ マイクロバス運行管理	・マイクロバスの安全な運行管理に努める。
⑤ ゆり花会館の指定管理事業	・公益事業として指定管理を受けている「福祉センターゆり花会館」事業について、住民の福祉と健康増進を目的とし、サービスの向上と経費節減に努めた管理運営を継続するとともに、利用者の増加に取り組む。
⑥ 苦情解決	・苦情等について、受付・再発防止のために講じた解決策等を記録し広報等で市民に周知する。
(2) 財政基盤の強化	
事業等	目標及び取り組み
① 会費増の取組み	・自治会長等への理解と協力を求め、一般会員の安定的確保を図る。 ・企業団体に社協事業の周知を行い、賛助会員の拡大に努める。 ・当会ホームページへのバナー広告など企業等にとってのメリットを示し、賛助会員の拡大に努める。
② 適正な会計処理	・外部の会計士指導の下、新会計基準に則した適正な会計処理を継続する。
③ 公費助成の確保	・社協が進める地域福祉活動は行政との連携のもと地域に密着した公共性の高いものであることから、行政とより密接な協議を行い安定した公費助成の確保に努める。
④ 基金の運用	・法令遵守の下、安全かつ効果的な運用を図る。
(3) 人材育成	
① 人事管理・労務管理	・人事考課、処遇改善、適正な人事管理、面談、福利厚生等を行い、職員のモチベーションアップと働きやすい職場環境を目指す。
② 研修事業	・職責に対応した研修計画により、職員の質の向上を図る。 ・専門知識、幅広い知識を持ち、適切な判断ができる職員の育成を図る。
(4) 災害時の事業継続に向けた取組	
事業等	目標及び取り組み
事業継続計画（BCP）の策定	・BCPの策定に向けて、災害時のサービス維持を図るため各課担当者（事業所含む）で協議する。
(5) 広報啓発事業の充実	
事業等	目標及び取り組み
① 広報誌「社協むらかみ」の発行およびホームページによる広	・職員による広報委員会を設置し、広報誌の内容の企画等を行い、わかりやすい社協事業の紹介等に努める。【充実】

報啓発	・情報の鮮度を維持するためホームページの更新頻度を上げるよう努め、情報ツールとしての役割を高めていく。
② ふれ愛フェスティバル（村上地域社会福祉大会および福祉まつり）の開催	・多くの市民に参加してもらえるフェスティバルを開催する。また、他団体との交流を図る機会として取り組む。

《地域福祉課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、主体的な住民同士の助け合いの仕組みづくりを進めます。 ・地域福祉活動計画に沿って、多様な機関・団体・ボランティアと連携し必要なネットワークの構築・充実を目指します。
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 住民相互の支え合い活動の推進</p> <p>ちょっとした困りごとは地域の助け合いで解決できるよう、暮らし支えあい事業の協力会員増強に努めるとともに、助け合いの推進となる居場所事業を支援する。</p> <p>(2) 要支援者の在宅福祉サービスの充実</p> <p>生きづらさを抱える人が集える居場所を開催し、当事者同士、ボランティア等社会とのつながりや交流が持てる場とする。</p> <p>(3) 「地域福祉活動計画」の推進</p> <p>第1次計画最終年度として計画を推進し、併せて第2次計画策定に取り組む。</p>

2. 事業実施計画

(1) 住民相互の支えあい活動の推進	
事業等	目標及び取り組み
① 暮らし支えあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ・協力会員増強のための養成講座を、地区別や自治会単位などで開催する。【新規】 ・困りごとの内容にあった支援が出来るよう、協力会員研修を開催する。
② 居場所推進・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民主体の居場所（地域の茶の間等）の開設や活動継続に関する相談、支援、研修会を実施する。 ・地域包括ケアシステムにおける介護予防・生活支援の拠点となる居場所としての視点を持ち、運営を支援する。 ・コロナ禍で休止が長期化している場合は、新しい生活様式による開催方法、内容を提案する。【新規】

③ 助け合いの仕組みづくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターはじめ生活支援協議体委員として、地域の団体と連携し、町内・集落等で介護予防・生活支援が行える住民主体の仕組みづくりを進める。【充実】
④ ご近所活動助成事業（市助成金事業）	<ul style="list-style-type: none"> 誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目的に、自治会・町内会・団体等が行う日常生活での助け合い等福祉活動に対し助成を実施する。【新規】
(2) 要支援者の在宅福祉サービスの充実	
① 生きづらさを抱える人への支援事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> 引きこもりをはじめとする社会的孤立で、生きづらさを抱える人の拠り所となる居場所（「みつば」）を開催し、社会とのつながりや交流が持てる場とする。 関係機関と連携し、居場所の周知と当事者が一步を踏み出すための支援をする。
② 一人暮らし等高齢者昼食会事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし等高齢者の孤独感の解消、互いの親睦を深めるため、荒川・神林・朝日・山北地区において地域の実情にあった内容で企画し昼食会を実施する。 コロナ禍での開催方法や内容を模索し、安心・安全な運営を行う。
③ 歳末たすけあい事業（おせち料理事業）	<ul style="list-style-type: none"> お正月の雰囲気味わってもらうため、対象世帯条件の見直しを行い、おせち料理事業を実施する。 歳末たすけあい事業の趣旨に沿った事業を検討する。
④ ほのぼのお便り事業	<ul style="list-style-type: none"> 一人暮らし等高齢者に、生きいきとした生活を送ってもらえるよう小学生に手書きの年賀状を届ける。（荒川・神林・朝日地区で実施）
⑤ 理美容費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・障がい者に対して、在宅の要介護者が健やかに過ごせるよう理美容料金の一部を助成する。
⑥ 福祉車両貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> 車イス対応の車両を貸出し、通院や社会参加等外出の支援をする。 地区によって利用に偏りがあるため、広く周知し利用につなげる。
⑦ 車イス貸出事業	<ul style="list-style-type: none"> 車イスの貸出しを行い、通院や社会参加等外出の支援をする。 貸出事業について周知する。
⑧ 視聴覚障がい者支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 音声による広報誌等録音活動を実施する「声のボランティア村上」、点字活動を実施する「村上点字サークル」の活動を支援する。
⑨ 手話奉仕員・要約筆記奉仕員事業（市受託事業）	<ul style="list-style-type: none"> ろうあ者の利便に資するため、手話・要約筆記奉仕員を派遣する。 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座を開催する。

⑩ 高齢者等除雪費援助事業 (市受託事業)	・民生委員児童委員等への周知に努め、助成を実施する。
⑪ 配食サービス事業(市受託事業)	・安否確認を兼ね栄養バランスの取れた弁当を配達することで一人暮らし高齢者等の在宅生活が継続できるよう支援する。 (神林地区で実施)
⑫ 移送サービス事業(市受託事業)	・ミニハンディキャブ友の会の運営と共に実施し、安定した事業にしていくため運転ボランティアの確保に努める。(朝日地区で実施)
⑬ 敬老会補助金事務(市受託事業)	・敬老会を実施する自治会へ市の補助金交付事務を行う。(村上地区)
(3) ボランティアセンター事業の機能充実	
事業等	目標及び取り組み
① 相談・活動支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍におけるボランティア活動について、相談を受け活動受入機関と連携し活動につながるよう支援する。 ・「ハッピーボランティアポイント事業」に市と協働で取り組むことでボランティアの活性化、住民の社会参加・社会貢献意識の向上を図る。
② 各種ボランティア講座の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・手話・要約筆記奉仕員養成講座など福祉専門分野に特化した講座を開催する。 ・ボランティア活動を始めるきっかけとなる講座を開催し、新たな人材の確保を図る。 ・コロナ禍での新しいボランティア活動につながる講座を開催する。
(4) 福祉教育・人材育成事業	
事業等	目標及び取り組み
福祉教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス体験や高齢者疑似体験、当事者の講話等福祉に関する学習支援を実施する。プログラムやマニュアルを作成し小中高校へのPRに努め、要請に応じていく。 ・共同募金活動への協力校が配分を受け、積極的に福祉的な学習に取り組むことを支援する。
(5) 福祉団体等支援事業	
事業等	目標及び取り組み
① 共同募金運動の推進	・助成団体を通じて共同募金運動への理解が進むよう、広報・啓発を図る。
② 日赤奉仕団活動の支援	・災害に備え各奉仕団と連携し活動を支援する。

③ 各種団体への支援・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局を担う団体については、事務を掌握し活動等について必要なアドバイスをを行い、必要に応じて事業等の見直しを検討提案していく。 ・NPO 法人、その他の団体については、その団体の事業が円滑に進むよう協力する。
(6) 「地域福祉活動計画」の推進 (4 課共通)	
事業等	目標及び取り組み
① 「地域福祉活動計画」の推進	・第1次計画最終年度として計画を遂行していく。
② 「地域福祉活動計画」の策定	・委員会を設置し、第1次計画の検証と第2次計画を策定する。 【新規】
(7) 災害に備えた体制づくり (4 課共通)	
事業等	目標及び取り組み
災害に備えた体制づくりのための取り組み	・ネットワークを生かした災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、危機管理意識の醸成を図る。

《生活支援課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して相談支援や権利を擁護するための支援体制の充実を目指します。 ・地域福祉活動計画に沿って、困りごとを気軽に相談できる窓口としての役割を担って行きます。
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 生活困窮者自立支援事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 家計管理が不十分な生活困窮者の生活を安定させるため、「金銭等預かりサービス」「小口資金貸付」などを活用し、家計改善支援の充実を図る。 ② 家計改善支援、就労支援の充実のため、企業へ事業の周知を図り連携を深める。 <p>(2) 権利擁護活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「市民後見人養成講座」「フォローアップ講座」を開催し、市と連携して市民後見人の養成及び育成に取り組む。 ② 日常生活自立支援事業、法人後見の高まる需要に対応できるよう、市民後見人を活用し生活支援員数を安定的に確保する。

2. 事業実施計画

(1) 困りごとを気軽に相談できる体制の構築	
事業等	目標及び取り組み
① 心配ごと相談所事業	・相談員等の資質向上及び情報共有を図るため、地区ごとの検

	<p>討会や年1回全体研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員が知識を習得するよう各種研修会の周知や呼びかけ等をする。 ・開催日を市報に掲載し周知を実施するとともに、広報誌、ホームページを利用して事業活動等の発信をする。
<p>② 資金貸付事業 (生活福祉資金貸付事業) (小口資金貸付事業)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低所得世帯や障がい者世帯などの生活の安定と経済的自立を図るため、相談支援を通して無利子または低利子で資金貸付を行う。 ・「返済計画」に沿って返済できるよう、世帯の生活状況の確認や返済指導を行う。また、家計管理の意識付けを行い生活の安定を支援する。【充実】 ・恒常的に収入が不足している世帯については、生活困窮者自立支援事業へつなげるよう支援する。 ・新型コロナウイルス感染症関連による失業者等へ積極的に相談対応し、資金貸付を通して、他制度と連携して生活再建に向けた支援を行う。
<p>(2) 生活困窮者自立支援事業の充実</p>	
<p>事業等</p>	<p>目標及び取り組み</p>
<p>① 自立相談支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・直接相談に来られない方への訪問相談や緊急支援が必要な時には即時対応を行えるよう努める。 ・本人の強みを見つけ、新しい一歩を踏み出せるよう本人に寄り添った支援を実施する。 ・世帯の状況に柔軟に対応し、世帯の自立促進を後押しするよう支援する。 ・企業向けに事業紹介チラシを作成し、ホームページへの掲載や窓口に設置し事業活動を発信する。 ・コロナ禍の対応のため、相談員を増員する。【充実】
<p>② 家計改善支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収入内で生活ができるよう、家計収支のバランスを整えられるよう支援する。 ・相談者の諸問題について、各機関との連絡調整を図るなどし、相談者自身が計画的に行えるよう支援する。 ・管理困難な利用者の金銭及び書類の管理などの支援の充実を図る。【充実】
<p>③ 就労準備支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労に関して抱えている課題を受け止め、本人に寄り添った支援を実施する。 ・生活リズムの改善、コミュニケーション能力向上の訓練など外出機会を増やす支援を実施する。 ・就職活動に向けた一般常識や知識の習得を支援する。

	<ul style="list-style-type: none"> 協力企業の開拓のため、ホームページやチラシで事業内容の周知を図るとともに、開拓方法を検討する。
④ 子どもの学習支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者世帯及び生活保護世帯の小・中学生を対象に、学習習慣の形成と基礎学力の向上を目指し、訪問型の学習支援を実施する。 学校や支援機関との連携を深める。
(3) 権利擁護活動の推進	
事業等	目標及び取り組み
① 日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の更なる判断能力低下がみられる場合は、必要に応じて成年後見制度につなげる支援について検討する。 生活支援員の資質向上のための研修会を開催する。 生活支援員の確保と市民後見人の活躍の場を広げるため、市民後見人に生活支援員の登録を依頼する。
② 法人後見事業	<ul style="list-style-type: none"> 運営委員会を開催し、他に適切な後見人等が得られない方の受任をする。 利用者が自分のことを自分で決められる（意思決定できる）ように支援する。 利用者の財産を守り、安定した生活が送れるよう支援する。
③ 成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人の育成のため、「市民後見人養成講座」の継続開催に加え、養成講座修了者向けの「フォローアップ講座」を開催し、行政と連携して講座の充実を目指す。【充実】 行政と連携して、「市民後見人」が安心して活動できるような支援体制の整備を検討する。【新規】

《介護事業課》

1. 目標・重点取組事業

<p>☆目 標</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所において円滑な業務を遂行していくために、人材の確保と育成を図りながら、安定した経営に努めます。 住み慣れた我が家で自分らしく暮らし続けることができ、また、本人が望む生活を送ることができるように支援していきます。
<p>◎重点取組事業</p> <p>(1) 介護保険事業所の安定した運営の確立</p> <p>① 関係機関・全事業所間との連携、地区マネージャーの活用により、新規利用者の確保に努める。</p>

② 経営改善の検討報告の方針の取り組みを進める。

③ 職員人員配置基準、経費等の節減、食費の統一化、給食提供方法等について検討実施する。

(2) 在宅生活の継続のための支援

地域や他業種との連携の強化とチームの協働で、利用者として必要なサービス提供に努める。

2. 事業実施計画

(1) 介護保険事業所の安定した運営の確立

事業等	目標及び取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none">・地域の行政、病院などの担当者に、当事業所の情報提供を随時実施するなど連携を図り、新規利用者拡大を図る。・居宅介護支援事業所の統合に向けて取り組み、令和3年度中に、「居宅介護むらかみ」と「居宅介護あさひ」を統合する。【新規】・特定事業所加算Ⅱの取得、特別地域加算の対象となる地域への移転を目指す取り組みを実施する。
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none">・家族やケアマネとより連携を深め、利用者サービスの向上に努めるとともに、利用増につなげる。・居宅介護支援事業所に情報提供を実施するなど連携を図り、新規利用者拡大を図る。・ヘルパーステーションさんぼくについては、サテライト化を含め、人員配置等を検討していく。・事業所間で受け入れ状況を共有し、通常地域外の利用者に対しても流動的に受入、利用者を確保する。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none">・居宅介護支援事業所へ PR 活動をしながら営業区域を広げ、利用者確保に取り組む。・同業他社との料金差額（特別地域加算）の不公平感を是正するため、バスタオルやシーツの無料交換制度の周知のほか他のサービスの導入について検討する。
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none">・各種加算については、加算の継続及び新規加算の検討を行い、収入増を図る。・ゆり花荘に限らず、地域密着型施設や事業所規模等を検討していく。・すべての事業所が、指定管理の契約満了年度になるため、引き続き指定管理が受けられるよう市と協議を進める。【新規】・デイサービスの利用者負担の公平化のため、食費（実費徴

	<p>収)の統一化について検討する。【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービス長津の給食の提供方法について検討する。 <p>【新規】</p>
⑤ 地区マネージャーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区に配置するマネージャーが中心となり、各事業所の利用状況の把握、可能な取組みを検討し、利用率の向上を図る。【新規】
(2) 人材確保	
事業等	目標及び取り組み
居宅介護支援事業・訪問介護事業 訪問入浴事業・通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を確保できるよう、働きやすい職場環境づくりを行い、離職防止に努める。 ・ハローワークや社協むらかみやホームページ等を活用し、職員の確保に努める。
(3) 経費節減への取組	
事業等	目標及び取り組み
居宅介護支援事業・訪問介護事業 訪問入浴事業・通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりの自覚を促しながら、コスト縮減への取り組みを進める。
(4) 在宅生活の継続のための支援	
事業等	目標及び取り組み
① 居宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者、家族、関係する機関等との信頼関係の構築に努め、適切な一連のケアマネジメントを実施する。 ・地域の課題や求められている現状を把握し、区長や民生委員、行政との連携に努める。
② 訪問介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問時、心身の状態や体調の観察を徹底し、在宅での生活が継続できるように支援する。 ・利用者本位のもと、その地域とも連携し最適なサービス提供に努める。
③ 訪問入浴事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安心した在宅生活が継続出来るよう、利用者の身体状況に添ったサービス提供を実施する。 ・利用者や家族の不安の解消や安楽な介護方法の提案等を行い在宅介護の負担軽減を図っていく。
④ 通所介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家族の意向を踏まえ、通所介護計画書に添ったサービスを提供し、在宅での生活が継続できるように支援する。